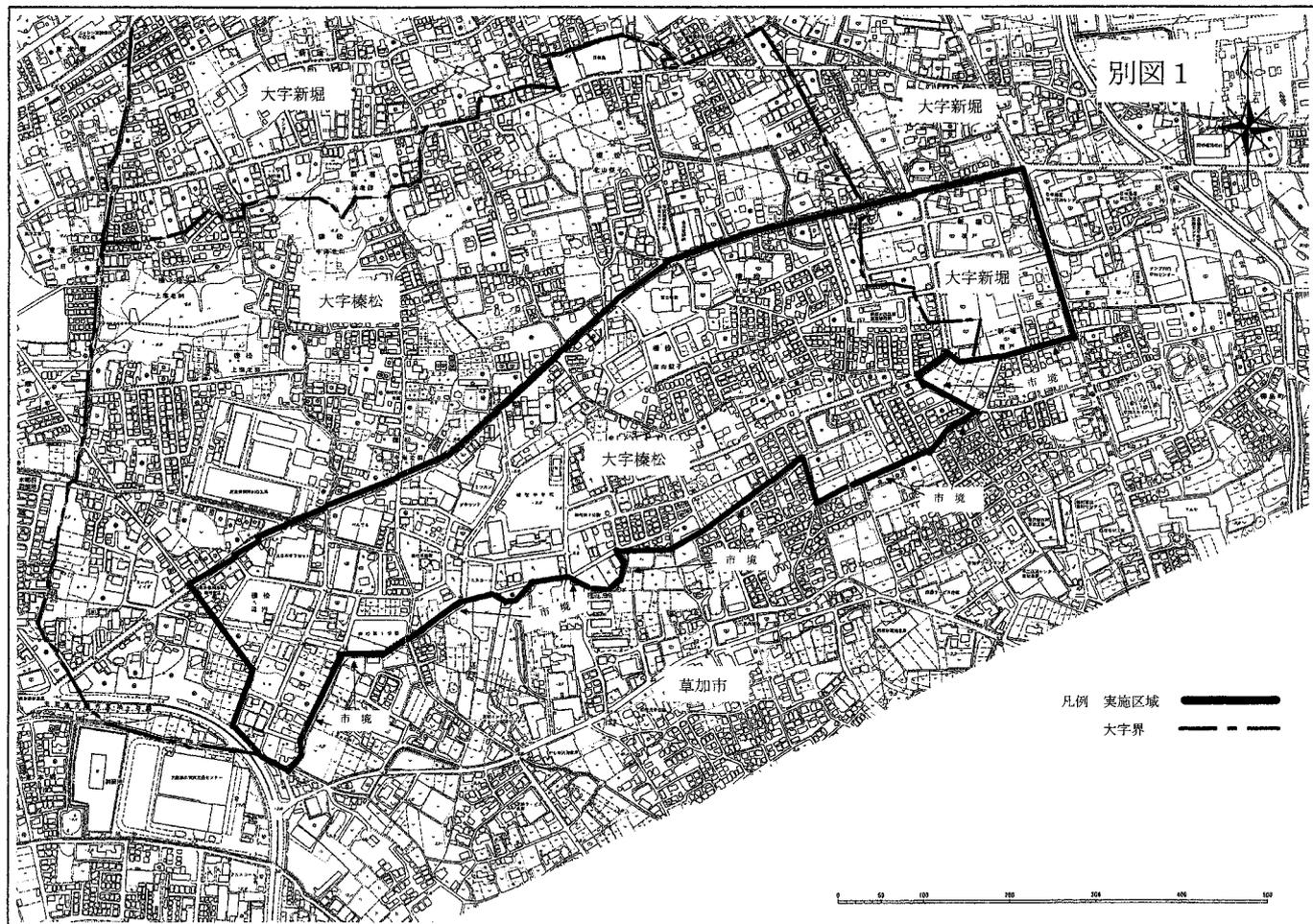


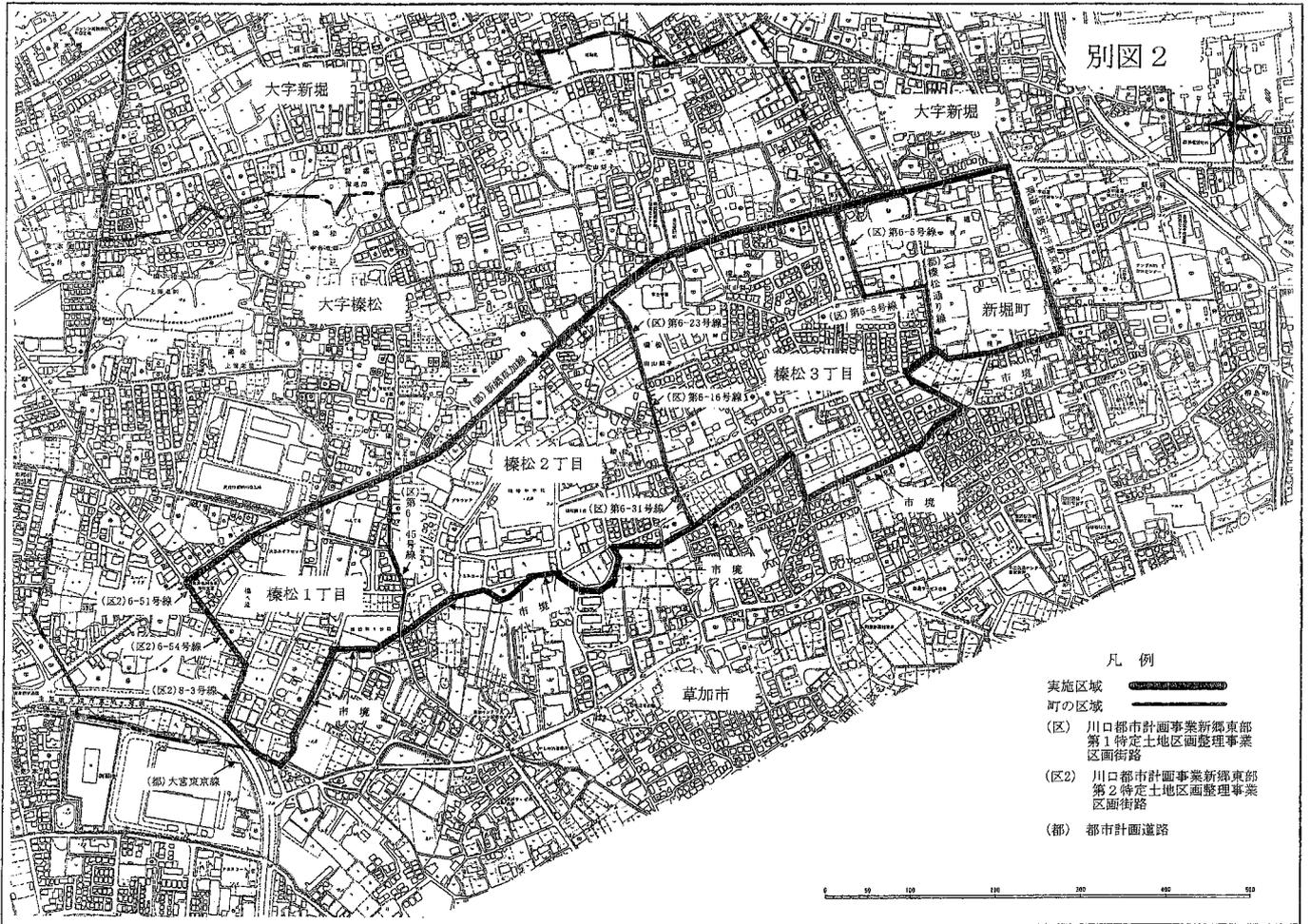
右の処分は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行地区についてするものであるので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定により、当該施行地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司



別図2



変更後の境界線の説明

町名	区	域
榛松1丁目	川口都市計画事業新郷東部第2特定土地区画整理事業区画街路第8-13号線界 川口都市計画事業新郷東部第2特定土地区画整理事業区画街路第6-54号線界 川口都市計画事業新郷東部第2特定土地区画整理事業区画街路第6-51号線界 都市計画道路新郷草加線界 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-45号線界 草加市との市境 に囲まれた区域	
榛松2丁目	川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-45号線 都市計画道路新郷草加線界 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-23号線界 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-16号線界 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-31号線界 草加市との市境 に囲まれた区域	
榛松3丁目	川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-5号線 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-16号線 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-23号線 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-31号線 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-5号線界 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-8号線界 草加市との市境 に囲まれた区域	
新堀町	川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-8号線 都市計画道路榛松通り線 川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業区画街路第6-8号線 草加市との市境 に囲まれた区域	

(平成18年 8月21日調査)

(注) 道路 当該道路部分を含むものとする。
道路界 …… 当該道路部分を含まないものとする。

埼玉県告示第百八十五号

埼玉県中小企業等協同組合法施行規程

を次のように定める。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県中小企業等協同組合法施行規程

埼玉県中小企業等協同組合法施行規程

(平成十九年埼玉県告示第千三百二十九号)の全部を改正する。

知事の所管に属する中小企業等協同組

合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号。以下「法」という。))第三条に規定する中小企業等協同組合を

いう。)に係る中小企業等協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省、経済産業省、厚生労働省、環境省)

内閣府、財務省、国土交通省、令第一号。以下「規則」

という。)第四百四十四条第一項第二号に規定する行政庁が定める金額については中小企業等協同組合法施行規程(平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、金融、融、庁、財務、省、厚生労働省、環境省)

告示第一号。以下「規程」という。)第六条及び第七条を、規則第四百四十五条第五項に規定する行政庁が定める積立て及び取崩しに関する基準については規程第八

埼玉県告示第八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド秩父店

秩父市大野原字宿東九百三十七の二 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

条から第十条までを、法第五十八条の四に規定する行政庁が定める基準については規程第十一条を、規則第四百四十九条第一項第四号及び第五号に規定する行政庁が定める率並びに同項第六号に規定する行政庁が定めるものの額については規程第十二条を、規則第五百十条に規定する行政庁が定めるところにより計算した額については規程第十三条及び第十四条を、規則第九十二条第二項及び第三項に規定する行政庁が定めるところにより計算した金額については規程第十五条を、それぞれ準用する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年九月二十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千八百六十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二一九・一八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三七・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十年二月十二日から平成二十年六月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター秩父支所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月十二日から平成二十年六月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド春日部店

春日部市小淵二百四十三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年九月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八千二百七十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四九八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三三二・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十年一月二十九日

二 縦覧期間

平成二十年二月十二日から平成二十年六月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月十二日から平成二十年六月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭産上尾ショッピングセンター

上尾市谷津二丁目百二十三の一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 四八〇台

第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 十六台

第三駐車場 位置 図面省略 収容台数 七一台

合計 五六七台

(変更後) 第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 四八〇台

第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 五七台

新第三駐車場 位置 図面省略 収容台数 三〇台

合計 五六七台

駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口の数 五箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口の数 六箇所

ハ 変更年月日

平成二十年九月二十六日(駐車場の位置)

平成二十年一月二十六日(駐車場の出入口の数)

ニ 届出年月日

平成二十年一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十年二月十二日から平成二十年六月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月十二日から平成二十年六月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW上福岡店

ふじみ野市上福岡五丁目十番地十八

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

アイドリングストップの周知について

埼玉県生活環境保全条例第四十一条及び同条例施行規則第二十一条に基づき、駐車場利用者に対し、アイドリングストップを行なうよう周知いただきたい。

騒音について

埼玉県生活環境保全条例第五十条及び同条例施行規則第三十一条に基づき、駐車場から発生する騒音については、敷地境界線において、第三種区域(一)内は第一種区域で午前八時から午後七時までは六五(五十)デシベル、午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時までは六十(四五)デシベル以下、午後十時から翌日の午前六時までは五十(四五)デシベル以下、また同じく振動については午前八時から午後七時までは六五(六十)デシベル以下、午後七時から翌日の午前八時までは六十(五五)デシベル以下の規制基準を遵守していただきたい。
看板、駐車場等の照明について

環境省の「光害対策ガイドライン」を参考に良好な照明環境の整備に努めること。特に漏れ光及び障害光を発生させぬよう努めていただきたい。

その他、埼玉県環境基本条例第6条及びふじみ野市環境基本条例第6条に則り快適で良好な環境の確保に努めていただきたい。

近隣住民からの苦情対応について
近隣住民より生活環境に関する苦情が生じた場合には速やかに対応をしていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十年二月十二日から平成二十年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

深夜営業について

午後十二時までの営業については、中小小売店舗とは店舗面積など規模が違うことから、顧客に対する注意の行き届く範囲も限られてくる。特に未成年者等への対応、また防犯等に対する警備について難しいため、深夜(午後十一時以降)の営業は自粛願いたい。また、省エネルギーの推進を図る観点からも考慮願いたい。

交通渋滞及び騒音について

オリンピック通り喜沢橋周辺については、信号と出入口からの距離が短く、オリンピック道路と交差している通勤道路が多いことから予測値以上の交通渋滞並びに騒音が懸念される。特に緑川側道は道幅が狭く居住者も多い、自転車往来も多いことから交通対策並びに騒音対策に万全を期すこと。

周辺道路交通における安全確保について
周辺には小学校、中学校等の施設があり、通りは道幅も狭く生活道路となっている。届出書にも記載があるが歩行者通行の安全確保並びに店舗へ出入りする車両の安全誘導を期すため、交通整理員や警備員の配置、安全表示や情報の提供などを徹底すること。

まちづくり等への配慮等

戸田市に隣接することから戸田市まちづくり計画にも積極的に協力し、戸田市商工会および戸田市商店会連合会に加入すること。また、出店後店舗営業に關することで問題が発生した場合は、速やかに関係機関と協議しその対応を図ること。

二 縦覧期間

平成二十年二月十二日から平成二十年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、川越市中福東土地改良区からの土地改良事業(区画整理事業)計画の変更認可申請を平成二十年二月七日適当と決定したのを平成二十年三月十一日まで

良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十年二月十三日から

平成二十年三月十一日まで

二 縦覧場所

川越市役所

埼玉県告示第百九十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田 清 司

道路の種類	路線名	区	間
県道	花園本庄線	本庄市大字北堀字前田一九二七番三地区から 同市大字東富田字下田一七七番三地区先まで	

埼玉県告示第百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
大宮公園清掃業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成22年9月30日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

大宮公園

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のうち「1 管理業務、清掃及び人間警備」においてA等級に格付けされた者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 平成19年12月31日以前の過去5年間に、国又は地方公共団体から清掃業務及び警備業務(人間警備業務)を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所
管理担当 堀、森 電話048-641-6391(代表)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所会議室 平成20年3月4日(火) 午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 4 丁目 埼玉県大宮公園事務所会議室 平成
20 年 3 月 26 日 (水) 午前 10 時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県大宮公園事務所管理担当 平成 20 年 3 月 25 日 (火) 午後 5 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第 106 号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 競争入札参加資格の付与

2(3)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、

平成 20 年 2 月 20 日 (水) までに、埼玉県出納局物品管理課登録担当 (電話 048-830-5775 (直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号) に提出すること。

(8) 特記事項

平成 20 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the services Required

Cleaning services for Omiya Park.

(2) Deadline for Submissions

By mail : 5 : 00 p.m. 25 March, 2008

In person : 10 : 00 a.m. 26 March, 2008

(3) Contact point for More Information

Omiya Park Office, City Development Department Takahana-cho 4, Omiya-ku,

Saitama-shi 330-0803, Telephone 048-641-6391



埼玉県告示第百九十四号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地
平成二十年二月二十日 午後一時三十分	セントラル興業株式会社 代表取締役 細田 英治	新座市大和田一丁目二番一号
平成二十年二月二十日 午後三時十分	有限会社リアルティ・オカザ 代表取締役 エッケングレン 千春	蕨市中央三丁目十二番十六号

二 聴聞の場所

さいたま市浦和高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館 三〇三会議室

埼玉県告示第九十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十八条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十年二月十二日

一 聴聞の日時及び被聴聞者

埼玉県知事 上田清司

聴聞の日時 平成二十年二月二十日 午後二時二十分	被聴聞者の商号又は氏名 宗田 博道	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地 越谷市弥栄町一丁目百五番地二百十七
--------------------------------	----------------------	--

二 聴聞の場所

さいたま市浦和高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館 三〇三会議室

埼玉県告示第九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。
平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画
イ 申請者
東京都水道局
朝霞浄水管理事務所長

佐久間勝

ロ 敷地の位置

朝霞市宮戸一丁目八百二番外十筆

ハ 建築物の用途

浄水場施設

二 意見の聴取の期日

平成二十年二月二十日(水)
午後三時三十分から

三 意見の聴取の場所

朝霞市宮戸一丁目二番六十号
宮戸市民センター 一階

第一会議室

埼玉県告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

- 二 指令杉整第一九〇一九〇一号
- 三 検査済証番号
平成二十年二月七日第百三三号
- 四 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目一〇四
- 四、一〇四五、一〇四六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡白岡町西八丁目一五番一
株式会社 山田設備工業
代表取締役 山田 豊

埼玉県告示第九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
彩の国だより印刷業務 2,350千部(平均)×12回(12ページ(2色刷4ページを含む。))×8回・16ページ(2色刷4ページを含む。))×4回 いずれか1回は、2色刷に替えて4色刷4ページとする。)
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 納入場所
埼玉県が指示する折り込み業者
- (5) 入札方法
入札金額は、12ページ(2色刷4ページを含む。)を8回、16ページ(2色刷4ページを含む。)を3回、16ページ(4色刷4ページを含む。)を1回発行

するものとして、各1部当たりの単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整の担当者を2名以上配置すること。

(6) 連絡をしてからおおむね2時間以内に担当者が広聴広報課に到着できること。

(7) 指定する用紙を入手できること。

(8) 写研又はモリサワの書体に対応できること。

(9) 色校正紙提出後において、広聴広報課職員がデータ修正の指示をした場合、デザイン会社と協議の上、必要な修正を行うこと。また、当該修正の後においても、文字及び色の修正、写真の差替え等の指示に対応できること。

(10) 広聴広報課職員の立会いの下に、最終色校正及び刷り出しの確認の作業を他の作業に優先して行えること。また、広聴広報課の職員がその場で修正の指示をした場合、修正したものをおおむね3時間以内に確認できること。

(11) 上記(10)の立会確認場所は、埼玉県庁からおおむね2時間以内の場所であること。

(12) 刷り出し立会いの日から5日以内に折り込み業者に完納できること。

(13) 印刷所の営業時間外でも連絡がとれること。

(14) 災害、不意のトラブル等により発行が遅れることのないよう、バックアップシステムが整えられていること。

(15) 災害発生時の号外発行等(別契約)の緊急を要する場合にも、即時に対応ができる人員及び工場設備を保有していること。

(16) 上記の要件を満たすほか、必要に応じて広聴広報課長が随時指示する事項等を守れること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県出納局物品管理課調達第二担当 篠原 健一 電話048-830-5780(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県出納局第1入札室 平成20年3月26日(水) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県出納局物品管理課調達第二担当 平成20年3月25日(火) 午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
入札金額×2,350千部×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

各契約単価にそれぞれの発行回数を乗じて得た額の合計額×2,350千部×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を平成20年2月26日(火)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、契約単価に月の初日から末日までに納入された数量(部数)を乗じて得た金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものと

する。)を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Service Required

Printing of the Saitama-Kuni monthly newsletter, 2,350,000 copies (an average) and breakdown is as follows:

Eight 12-page issues and Three 16-page issues will include 4 pages of two-color printing, and 1 issue will include 4 pages of four-color printing.

(2) Deadline for Submissions

By mail : 5 : 00 pm, March 25, 2008

In person : 10 : 00 am, March 26, 2008

(3) Contact Point for More Information

Property Management Division, Treasury Bureau, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel.048-830-5780

埼玉県知事 熊谷 元一

上記のとおり、本県は、競争入札参加資格審査申請書の受付、審査、登録、入札の執行、契約の締結、納品、検閲、支払等の業務を、以下のとおり委託する。

平成二十年二月十二日

埼玉県長官 田 原 匡

1 購入等件名及び数量

県立学校クラス用コンピュータ(ノート型)パーソナルコンピュータ) 574台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育庁県立学校部高校教育指

導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成19年12月20日

4 落札者の氏名及び住所
株式会社大塚商会 東京都千代田区

飯田橋2丁目18番4号

5 落札金額
45,925,740円

6 契約の相手方を決定した手続
—般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成19年11月6日



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十
六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年十一月三十日

第一九〇一二六〇号

二 検査済証番号
平成二十年二月五日
第一九〇一四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字角山字中四八四—

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡小川町大字腰越一六九番地三

M & M ニュースカイ二〇一号

石川 吏香



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十
七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成二十年一月三十日

第一九〇一四一〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月五日

第一九〇一五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字角山字上川原五八
〇番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡小川町みどりが丘四丁目二三
番地一(県営住宅一—一〇二号)

吉野 功哉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十
八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年十一月二十一日

第一九〇一〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月五日

第一九〇一五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字原川字上川原一六
一—四

一—四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊谷市拾六間九八一番地三A
神田 泰夫



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十
九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年十二月二十七日

第一九〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十年二月五日

第一九〇一五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡川島町大字上大屋敷字蔵前一
八〇—一、一八〇—三、三五四—一、
三五四—三

三五四—三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡川島町大字下大屋敷三二五
遠藤 貴也

三五四—三

一—四

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)

区域を次のように変更する。

第十八条第一項の規定に基づき、道路の

その関係図面は、平成二十年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境
課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年二月十二日

一 道路の種類 一般国道
 埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆
 二 路線名 百四十号
 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
				四五・六〇 六三・〇〇		
秩父市大滝字栃本カラ松三四三番地先		道路災害防除工事				
五一・〇〇 六七・五〇						

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
県道松戸草加線	三郷市戸ヶ崎三丁目七四五番一地从先から 同市戸ヶ崎三丁目七〇六番地先まで	平成二十年二月十二日	平成十九年八月二十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長 一一四・〇〇メートル

埼玉県病院事業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月十二日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
県立3病院で使用する医療用ガス 1式
- (2) 納入期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 納入場所

- ア 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター
- イ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター
- ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 2 埼玉県立精神医療センター

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「医療用薬品」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 取り扱う製品の製造メーカーが医薬品等の製造許可(薬事法第12条第1項)、医薬品の販売業の許可(同法第24条第1項)を受けていること。
なお、許可された品目が指定されている場合は、その許可品目の確認が必要である。
 - (5) 販売業者が医薬品等の製造業の許可(同法第12条第1項、自社で充填設備等を有す業者やメーカー直販等が対象)、医薬品の販売業許可(同法第24条第1項)を受けていること。
 - (6) 販売業者については、取り扱う品目のメーカーの供給証明書を提出できること。
 - (7) 病床数300床以上の国公立病院等に対し、過去3年間に規模を同じくする納入実績があること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-830-5980(直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロード出来ない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。
イ 入手手順
ロ 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く。

- (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (ロ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する
- (ハ) 「入札情報公開システム」を選択する。
- (ニ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

- (ホ) 「物品等」を選択する。
 - (ヘ) 「発注情報の検索」を選択する。
 - (コ) 検索ボタンをクリックする。
 - (ク) 本入札案件を選択する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課会議室 平成20年2月20日(水) 午後3時00分から
 - (4) 入札・開札の場所及び日時
入札の時間(電子入札の場合)
平成20年3月26日(水) 午前11時00分まで
開札の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課内 平成20年3月26日(水) 午前11時30分から
郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
 - (5) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 平成20年3月24日(月) 午後5時(必着)
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条

第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札は総額をもって行うこと。

イ 財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ウ 落札者は、落札が決定後速やかに品目毎の単価を報告すること。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 入札参加資格の付与

2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 平成20年度歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the products to be purchased :
Medical gas for three prefectural hospitals.

(2) Deadline for submission :

By mail : 5 : 00 p.m., March 24, 2008

By the electronic tender systems : 11 : 00 a.m., March 26, 2008

(3) Contact point for the notice :

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau Saitama
Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-Shi, Saitama-Ken
330-9301, Ph.048-830-5980

埼玉県病院事業部医務課

MEIJOに於ける医用酸素に関する落札の要否及びその際の公表の有無。
平成二十年二月十二日
埼玉県病院事業部医務課

番10号

5 契約金額

146,618,850円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 競争入札に係る公示を行った日

平成19年11月9日

埼玉県病院事業部医務課

MEIJOに於ける医用酸素に関する落札の要否及びその際の公表の有無。
平成二十年二月十二日
埼玉県病院事業部医務課

1 購入等件名及び数量

埼玉県立精神医療センターで使用する電気予定使用電力量2,299,400キロ

ワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の

4 契約の相手方の氏名及び住所
東京電力株式会社さいたま支社 埼玉
玉県さいたま市中央区本町西4丁目17

3 契約の相手方を決定した日
平成19年12月19日

2 契約に関する事務を担当する部局の
名称及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局管理部
管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字
小室818番地

1 購入等件名及び数量
埼玉県立がんセンターで使用する電
気予定使用電力量10,213,000キロワッ
ト時

4 契約の相手方を決定した日
平成19年12月19日

2 契約に関する事務を担当する部局の
名称及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局管理部
管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字
小室818番地

名称及び所在地

埼玉県立精神医療センター事務局管
理業務部管財担当 埼玉県北足立郡伊
奈町大字小室818番地2

3 契約の相手方を決定した日

平成19年12月19日

4 契約の相手方の氏名及び住所

新日本石油株式会社 東京都港区西
新橋1丁目3番12号

5 契約金額

34,289,839円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 競争入札に係る公示を行った日

平成19年11月9日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)